

大船渡市教育振興基本計画

（令和8年度～令和 12 年度）

令和 8 年 3 月

大船渡市教育委員会

目 次

第 1 章	計画策定の趣旨等	3
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の性格・位置付け	3
3	計画の期間	4
4	計画の範囲	4
5	計画の進行管理	5
6	子どもからの意見聴取の実施	5
7	SDGs との関連性	5
第 2 章	当市の教育を取り巻く社会状況の変化	6
第 3 章	計画の基本方針	10
1	計画の基本方針	10
2	計画の体系	11
第 4 章	施策の基本方向	12
1	学校教育の充実	12
2	生涯学習の推進	22
3	地域の歴史・文化資源の継承	26
用語解説		30
資 料 編		32
	大船渡市教育振興基本計画策定経過	33
	大船渡市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱	34
	大船渡市教育振興基本計画策定検討委員会委員名簿	35

第 1 章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

当市では、令和 3 年 2 月に当市の教育の目指す姿と方向性を明らかにする指針として「大船渡市教育振興基本計画」を、同年 3 月に「大船渡市教育大綱」を策定し、社会情勢の変化に対応しながら、教育に係る各般の取組を積極的に展開してきました。

この間、国においては、令和 5 年 6 月に第 4 期教育振興基本計画が閣議決定され、「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が総括的な基本方針として掲げられています。

また、当市を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の進行により児童生徒数の減少が加速するとともに、情報化・グローバル化の進展など、教育環境の変化が一層顕著となっており、このような様々な変化への的確な対応が求められています。

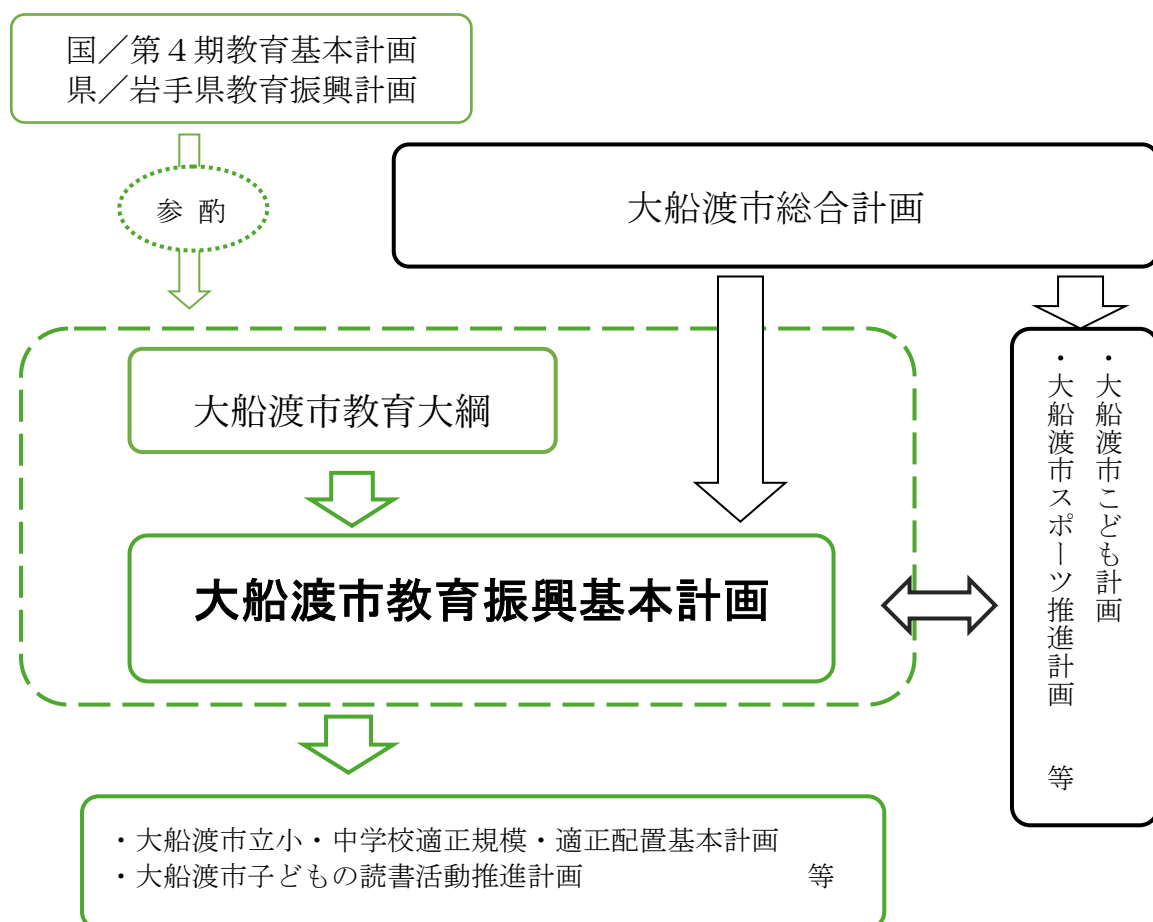
こうした中、現行の大船渡市教育振興基本計画が令和 7 年度に計画期間が終了することに伴い、国の第 4 期教育基本計画や岩手県教育振興計画を踏まえつつ、当市の教育を取り巻く現状や課題を総合的に勘案し、長期的展望に立った教育行政の基本的な方向性と施策について明らかにするため、新たに「大船渡市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格・位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、国の教育振興基本計画を参酌して策定する、当市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画に位置付けるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に規定する、当市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を実現させるための計画として策定するものです。

また、本計画は、当市の最上位計画である大船渡市総合計画の部門別計画として、当市の教育振興の基本方針と施策を明らかにするものであり、他の行政分野の計画との整合を図るとともに、教育振興に係る諸計画の上位計画として位置付けます。

【計画の関係図】



3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 計画の範囲

本計画の範囲は、大船渡市教育委員会の権限に属する学校教育、生涯学習及び社会教育に関する施策を対象とします。

なお、スポーツ及び文化に関する施策について、市長部局へ移管された分野については、本計画の対象としません。

ただし、学校における体育及び文化財の保護に関する施策は、引き続き教育委員会の権限に属するため、本計画の対象とします。また、教育委員会と市長部局が連携して取り組む事業等についても、本計画の範囲に含めるものとします。

5 計画の進行管理

本計画の進行管理については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施し、その結果を公表します。

また、その結果を踏まえ、施策の見直し等を行いながら、より効果的かつ効率的な事務事業の実施に向けて取り組みます。

6 子どもからの意見聴取の実施

本計画の策定に当たり、関係団体等との意見交換やパブリック・コメントの実施に加え、子どもからの意見を聴取するため、市内の学校に通う小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒を対象にアンケート調査を実施しました。

アンケート調査では、「学校生活は楽しいか」、「学校や先生に望むこと」、「学校をもっと良くするには、どうしたらいいか」といった項目により、小中学生が学校生活に対して抱いている意識や要望について聴取しました。

その結果、9割以上の児童生徒が「学校が楽しい」と回答し、学校生活に高い満足感を示している一方で、学習面における支援や人間関係に関する心のケアを求める声が見られました。また、体験的な学習や地域と連携した実践的な学びへの期待が寄せられました。

本計画の策定に当たっては、こうした子どもたちの意見も踏まえ、「第4章 施策の基本方向 施策1 学校教育の充実」の課題や基本事業の検討に反映しました。

7 SDGs との関連性



SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

本計画においても、SDGsの理念を踏まえ、教育に関連する目標を念頭に置きながら、学校・家庭・地域・行政が協力し、持続可能で誰一人取り残さない学びの実現を目指します。

第2章 当市の教育を取り巻く社会状況の変化

当市の教育を取り巻く社会状況は急速に変化しています。今後、当市の教育振興を図るためには、特に以下に掲げる多様な変化を注視し、柔軟かつ迅速な対応を図っていく必要があります。

1) 人口減少と少子高齢化の進行

国勢調査による当市の人口は、昭和55年の50,132人（旧三陸町を含む。）をピークとして減少傾向が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の基準に準拠した推計結果によると、令和12年には3万人を下回る29,296人、令和22年には24,059人と予測され、今後も人口減少が続き、これに伴って一層の少子高齢化の進行が見込まれています。

市内の小・中学校においても、児童生徒数は、令和2年度の2,183人から令和7年度には1,931人へと、5年間で約250人減少しています。今後も児童生徒数は、更に減少することが見込まれ、従来の学校規模や学習環境の維持が難しくなっていくことが予想されます。

また、世帯人員や生産年齢人口の減少に伴う地域の担い手不足により、民俗芸能や祭りの伝承が困難になることも懸念されています。

このような状況下において、子どもたちの学びが保障されるとともに、人生100年時代を見据え、生涯にわたり学び続けることができる環境づくりなどが求められています。

2) 情報化・デジタル化の進展

高度情報化とデジタル技術の急速な進展により、スマートフォンなどのICT（情報通信技術）は、あらゆる世代で活用が進み、価値観やライフスタイル、働き方に大きな影響を及ぼしています。オンライン学習やリモートワークの普及に加え、生成AIの利用拡大や行政サービスのデジタル化などにより、社会全体でDX（デジタルトランスフォーメーション）が加速しています。

当市においても、「行かない窓口」への取組を始め、市全体でDXを推進していることから、市民のICTに関する知識や技術を向上させていく必要があります。

また、GIGAスクール構想により、児童生徒に一人1台端末を整備し、個別最

適な学びや協働的な学びの実現に向けたICT活用を進めています。

一方で高度情報化の進展によって、社会全体では、オンライン依存やSNSを介したトラブル、情報リテラシー格差など、新たな課題も生じています。

こうした状況から、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成や、教育DXの推進に取り組む必要があります。

3) グローバル化の進展・環境問題への関心の高まり

グローバル化の進展により、自国の伝統と文化を尊重しつつ、他国の多様な文化や価値観を理解し受け入れる姿勢や、コミュニケーション能力である語学力の育成に加え、国際的な視点で課題を捉える力の育成が求められています。

当市においても、東日本大震災からの復興過程で育まれた海外との交流や訪日外国人観光者の受入促進などを背景に、学校教育だけでなく地域においても国際理解や外国語を学ぶ機会の充実が求められています。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の理念が広く浸透し、国際社会全体で達成に向けた取組を進める中、当市においても持続可能性への理解を深めることが重要となっています。

さらに、異常気象や自然災害、資源・エネルギー問題など地球規模の環境問題が顕在化する中、恵まれた自然を次世代へ継承するため、環境教育の充実や環境意識の向上を図る必要があります。

4) 子どもの安全と学びの確保

交通事故や自然災害、家庭内などでの虐待のほか、SNSを介したトラブル、インターネット上の犯罪被害などが増加しており、社会全体で子どもの安全を守る体制づくりが求められています。

当市では、学校の安全体制を強化し、児童生徒の安全を確保するとともに、防犯・防災教育、情報モラル教育の充実に取り組んでいますが、デジタル化の進展に伴い、新しいリスクへの対応が必要となっています。

また、家庭の経済格差が学習機会に及ぼす影響が全国的に指摘されており、当市でも就学援助等の支援を継続し、全ての子どもが安心して学べる環境を確保する必要があります。

子どもの心身のストレスへの対応も重要となっており、学校と家庭・地域が連携

しながら、子どもの健やかな成長を支える体制を整えていくことが求められています。

5) 東日本大震災・大規模林野火災からの教訓の継承

当市に甚大な被害をもたらした東日本大震災と、その復興過程で、私たちは多くの教訓を得ました。郷土大船渡への誇りや愛着とともに、困難に立ち向かう力や人とのつながりの大切さ、災害に対する備えと命を守る行動の重要性、自然との共生の在り方など、この教訓を風化させることなく将来に伝える必要があります。

さらに、令和7年2月には大船渡市大規模林野火災も発生しており、近年は全国的にも地震や火災に加え、気候変動に伴う豪雨や土砂災害等、災害のリスクが多様化しています。

今後も、震災や火災の記憶の風化防止に努め、学校教育における防災教育や地域との協働を通じ、教訓の確実な継承を図るとともに、子どもたちの心のケアについて、引き続き配慮していく必要があります。

6) 学校、家庭、地域の一層の連携と協働

全国的に、市民と行政が協働してまちづくりに取り組む動きが広がっており、当市においても地区と行政の協働の下、身近な生活課題の解決に向けた住民主体の活動が展開されるとともに、多様な主体と行政が協働するまちづくりが進められています。

こうした中、教育分野においても、複雑化・多様化する課題に対応するため、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核にした地域づくり」の実現に向けて、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの育ちと学びを支える体制づくりが求められています。また、地域の教育力を高め、生涯にわたり学び続けることのできる環境の整備も重要となっています。

これまで取り組んできた地域の特色を生かした学習活動や、地域による子どもの見守りなどの活動の充実に努めつつ、今後は学校、家庭、地域が一層連携・協働し、地域全体で子どもを育てる体制を強化していく必要があります。

7) 教育施策に係る国・県の動向

国においては、令和5年6月に策定された第4期教育振興基本計画で、教育基本法の理念、目的、目標、機会均等の実現を目指すことは、これからの時代においても変わることのない教育の「不易」であり、普遍的な使命を実現するために、社会や時代の「流行」を取り入れることが必要であるとし、総括的な基本方針として「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げています。

一方、岩手県では、令和6年3月に岩手県教育振興計画を策定し、「学びと絆で夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり」を基本目標として継承しつつ、新たな時代の中で、誰一人として取り残されず、県民一人一人の個性や能力が発揮され、自分らしく生き生きと活躍できる社会の実現に向けて、教育の分野で貢献していくことを基本目標に掲げています。

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本方針

当市ではこれまで、地域が一体となって連携・協働し、互いを尊重し、共に支え合う心を育みながら、郷土大船渡のまちづくりを担う人材の育成に取り組んできました。

今日、社会や地域を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、大船渡市総合計画に掲げる各種施策を着実に推進し、これからの持続可能なまちづくりを進めていくためには、その基盤となる人づくりがこれまで以上に重要となっています。

国の第4期教育振興基本計画では、「持続可能な社会の創り手の育成」や「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられ、全ての世代が学びを通じて自己の可能性を伸ばし、生きがいや豊かさを実感できる社会の実現が求められています。

こうした方向性を踏まえ、子どもたちの夢や希望を育む教育の充実に加え、社会に出てからの学び直しやスキル向上、生涯にわたり学び続けることができる環境整備、生きがいを持ち社会参画をする高齢者への支援等、各世代がその能力と個性を発揮して主体的に活躍できる仕組みづくりが一層重要となっています。

特に、未来の担い手である子どもたちについては、郷土大船渡への愛着と誇りを土台に、広い視野と志を育むとともに、変化の激しい社会において自ら社会を支える存在へと成長できるように育成する必要があります。

また、全ての市民が生涯にわたって主体的な学びを通じて、幸せや生きがいを見いだし、この地で安心して暮らし続けていくために、豊かな心を育むことが最も大切であると考えます。

これらのことから、これまで当市が進めてきた教育振興に係る各種施策の実績を踏まえ、本計画における当市の教育振興に関する施策の基本方針を次のとおりとします。

基本方針

豊かな心を育む人づくりの推進

2 計画の体系

基本方針 豊かな心を育む人づくりの推進	
施策	基本事業
1 学校教育の充実	1 確かな学力の育成 ア 学習指導要領の着実な実施 イ 教育ＤＸの推進 ウ 外国語教育の推進 エ 共に学び、共に育つ特別支援教育の充実 オ 教員の資質向上 カ 校種間連携の推進 キ 家庭学習の充実 2 豊かな心の育成 ア 自己肯定感の育成 イ 道徳教育・人権教育の充実 ウ いじめ・不登校等への対応 エ 復興教育・防災教育の推進 オ キャリア教育の推進 カ 文化芸術教育の推進 キ 総合的な学習の時間等の充実 3 健やかな体の育成 ア 体力の向上 イ 適切な部活動体制の推進 ウ 健康教育の充実 4 教育環境の充実 ア 安全・安心な環境の確保 イ 施設・設備の整備 ウ 教職員の働き方改革の推進 エ 学校の統合 オ 経済的な支援 5 学校と家庭・地域の協働の推進 ア コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進 イ 部活動の地域展開 ウ 家庭との連携
	1 学習環境の充実 ア 生涯学習活動の推進 イ 社会教育施設・設備の整備 2 学習機会の拡充 ア 魅力ある学習プログラムの提供 イ 世代に応じた講座等の実施 ウ 施設の特色を生かした学びの提供 3 学習活動の促進 ア 学習活動の支援
2 生涯学習の推進	
3 地域の歴史・文化資源の継承	1 文化財の保存と活用 ア 指定文化財等の保存と活用 イ 埋蔵文化財の保護 ウ 市立博物館における公開 2 伝統文化の継承 ア 伝統文化の伝承 イ 後継者の育成と記録保存

第4章 施策の基本方向

当市教育振興の基本目標の実現に向けて、以下の3項目を施策の基本方向とします。
施策の推進においては、当市の現状と課題を踏まえながら、それぞれの分野の目指す姿に向けて、施策の基本方向に沿って基本事業を中心に総合的に事業展開を図ります。

1 学校教育の充実

1) 現 状

- 全国学力調査の結果から得た成果や課題により、各学校が「確かな学力育成プラン」に基づいた学力向上に資する取組を推進するよう、学力向上研究委員会等を通して指導・助言を行っているほか、きめ細やかな授業を実践し、児童生徒一人一人を伸ばす指導を実施しています。
- 外国語指導助手の活用により、児童生徒の外国語への関心や国際理解を深めつつ、国際化に対応したコミュニケーション能力の向上を図るとともに、中学生へ実用英語技能検定料を補助し、実践的な英語力の習得を図っています。
- 各学校に特別支援教育支援員を配置し、学習活動上のサポートを行うとともに、ことばの教室に加え、学習障がいを持つ児童生徒への通級指導を行い、一人一人の教育的ニーズに対応しています。
- GIGAスクール構想に基づき、一人1台のタブレット端末を配備するとともに、AIドリルを導入したほか、電子黒板を全普通教室に、無線LANプリンタを各校に設置し、校内の高速通信環境を整備するなど、ICT教育環境を整えています。
- ICTを効果的に活用した、分かりやすく深まる授業を教科等横断的に行いながら、情報活用能力を育成しています。
- 道徳教育やキャリア教育を始め、地域交流、郷土芸能の伝承活動など、多様な体験学習を通じて、自己肯定感を高め、思いやる心やシビックプライドの醸成に努めています。
- 「不登校対策大船渡モデル」に基づき、不登校の未然防止、早期発見・組織対応に努めるとともに、学校と教育支援センター「とんとん教室」が連携して学びの場を確保するなど、児童生徒の支援に組織的に対応しています。
- 教育相談やアンケート等を活用し、いじめの未然防止や早期発見に努めています。

- 児童生徒の体力・運動能力について、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえながら、指導方法を工夫してその向上に努めており、当該調査の平均点は、小学校5年生、中学校2年生とも、全国水準を維持しています。
- 北部学校給食センターや各学校給食共同調理場では、安全・安心な給食の提供と、学校と家庭が連携した食育の推進に努めるとともに、施設の民間委託などにより効率的な運営を図っています。
- 第一中学校の校舎、屋内運動場の改築及びグラウンドの整備、小学校屋内運動場の照明LED化工事など、安全で安心な教育環境の確保に努めています。
- 小・中学校適正規模・適正配置基本計画に基づき、大船渡中学校と末崎中学校を大船渡中学校に新設統合し、望ましい教育環境の構築を目指しています。
- 岩手県クラウド版統合型校務支援システムを導入し、教職員の業務負担の軽減を図り、児童生徒と向き合う時間の確保に努めています。
- 児童生徒の学力は、全国標準学力テストにおいて全体的に全国平均を下回り、特に、中学校2年生の数学が大きく下回っています。
- ICTの利活用をより効果的にするために、教員研修の充実や指導方法の工夫が求められています。
- 自己肯定感を持つ児童生徒の割合は、全国平均をやや下回っているため、自己肯定感の向上に向けた更なる支援が必要です。
- 学校部活動への任意加入等に伴い、部員数が減少傾向にあります。
- 総合的な学習の時間や特別活動において、地域の伝統文化や地域産業の体験学習などを取り入れ、それぞれの地域特性を生かした魅力ある学校づくりが行われています。
- 各校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民が学校運営に参画しやすい組織づくりを図っているほか、学校支援ボランティアや地域コーディネーターを配置し、登下校時の児童の安全確保と学校支援活動を実施しています。

2) 主な課題

- 児童生徒一人一人を伸ばす授業の実施
- 児童生徒へのきめ細やかな支援体制の充実
- 心のケア・いじめ防止・不登校支援の充実
- 安全・安心な教育環境の維持・確保
- 教職員の働き方改革の推進
- 地域と連携した教育環境の形成

3) 目指す姿

- 児童生徒一人一人の能力・特性に応じた個別最適な学びと協働的な学びの実現により、確かな学力を身に付けるとともに、目まぐるしく変化する社会に対応する資質・能力の向上を図る教育が行われています。
- 安全・安心が確保された、充実した学習環境において、多彩な体験や活動を通じて、自分を大切にし、他人を思いやる豊かな心と健やかな体が育まれています。
- 学校、家庭、地域が連携・協働した取組を推進し、地域全体で子どもたちを育てる教育が行われています。

4) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R 5	R 6	R 12
市内小中学校の児童生徒	「知・徳・体」の調和が図られ、人間性豊かに成長する。	「学校に行くのが楽しい」と答えた児童の割合 (全国学力・学習状況調査)	%	83.2	80.6	90.0
		「学校に行くのが楽しい」と答えた生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	%	83.5	86.3	90.0

5) 基本事業

(1) 確かな学力の育成

ア 学習指導要領の着実な実施

- 児童生徒が、変化の激しい社会において、自ら考え、判断し、行動できる力を身に付けるために必要な知識や技能を習得させるとともに、それらを活用して課題解決に取り組む思考力、判断力、表現力等を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養います。
- 学習指導要領に基づき、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図りながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメントを推進します。
- 国や県が実施する学力・学習状況調査や標準学力検査等の結果分析により、児童生徒一人一人の特性や学力を把握し、きめ細やかな指導を行います。

イ 教育DXの推進

- GIGAスクール構想を生かし、ICTを活用した授業を教科横断的に行

い、学習の効率化だけでなく、学習の深まりや表現の充実につなげ、発達段階に応じた情報活用力や論理的に考え判断できる力を育成します。

- 生成A I等の新たな技術については、情報モラルを踏まえながら段階的かつ適切に活用し、児童生徒が多様な方法で学びを深められるよう支援します。
- 一人1台タブレット端末を活用して、児童生徒の理解や関心に応じて学習を進める「個別最適な学び」と意見共有や協働活動による「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。
- 教育D Xの基盤整備、I C T支援員の活用や教員研修等による教員の指導力向上を図り、誰一人取り残すことなく、一人一人の可能性を最大限に引き出す教育の実現に向け、学習環境の充実を図ります。
- 岩手県クラウド版統合型校務支援システム等を活用し、教職員の働き方改革を推進します。

ウ 外国語教育の推進

- 国際社会で活躍できる児童生徒の育成に向けて、外国語指導助手の配置や活用により、児童生徒が外国の文化や言語に触れる機会を確保し、コミュニケーション能力の育成を図ります。
- グローバル人材を育成するため、異文化を理解し、国際的な視点を持ち、郷土の魅力や文化を自ら発信できる力を育てます。

エ 共に学び、共に育つ特別支援教育の充実

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、特別支援学級や通級指導教室の設置、特別支援教育支援員の学校への配置、関係機関との連携等により、安心して学べる支援体制の構築を図ります。
- 特別支援教育支援員の研修機会を充実させ、指導・支援の質の向上を図り、児童生徒一人一人の特性や多様なニーズに応じた、きめ細かな教育の実践に努めます。
- 共生社会の実現に向けて、障がいに対する児童生徒の理解を深めるとともに、「共に学び、共に育つ教育」を推進し、各学校の就学支援と教育相談体制の充実を図ります。

オ 教員の資質向上

- 教育課程のP D C Aサイクルを確立し、学びの質を高める組織的な取組を推進します。
- 各種研究委員会による授業改善や、指導力向上の研究を推進し、各種研修

の充実や指導主事の学校訪問による指導を実施するとともに、授業交流会等により実践力の向上を図り、教職員の資質向上を目指します。

カ 校種間連携の推進

- 就学前から高等学校までの各段階において、学びの不連続を生じさせないために、校種間での授業交流や情報交換を実施し、連携の強化に努めます。
- 「大船渡市架け橋期のカリキュラム」に基づき、こども園等と小学校が目指す子どもの姿や教育方法を共有した上で、教職員の合同研修会等を実施し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。
- 高等学校との交流等を推進し、児童生徒が自分に合った多様な進路を選択できるよう取り組みます。

キ 家庭学習の充実

- 家庭学習の習慣化を図るため、学年の発達段階に応じた家庭学習の在り方について、学校と家庭で共有し、学びを家庭へつなぐ取組を進めます。

〔主な事務事業〕

- ・ 知能検査・学力検査実施事業
- ・ 教育用コンピュータ整備事業
- ・ 外国青年誘致事業
- ・ 幼児ことばの教室指導員配置事業
- ・ 特別支援教育支援員配置事業

(2) 豊かな心の育成

ア 自己肯定感の育成

- 児童生徒が、自らの個性や強みを認識し、自己実現と達成感を得られる教育活動を推進し、自己肯定感の向上を図ります。
- 児童生徒が社会の構成員として主体的に行動できるよう、学校行事や地域行事への参加を通じ、協働の喜びや責任感を育み、自己有用感や社会性を養います。

イ 道德教育・人権教育の充実

- 他者と共によりよく生きるための道德性を養うため、教育活動全体を通して道德教育の充実を図り、命の尊さ、多様性を理解し、尊重する心や実践力を育みます。

- 児童生徒が、多様な文化や背景を理解し、個人の人権を尊重する心を育む人権教育の充実を図るとともに、人権が尊重される学校・学級づくりを推進します。

ウ いじめ・不登校等への対応

- 学校を児童生徒が安心して学べる場所にするため、学校教育活動の「見える化」を進め、「不登校対策大船渡モデル」及び「大船渡市いじめ防止等基本方針」に基づいた対応を推進します。
- 学校にスクールカウンセラーや心の教室相談員を配置し、児童生徒のいじめや不登校等の悩みに早期にきめ細かく対応するとともに、教育支援センター「とんとん教室」を核とした、相談体制の充実を図ります。
- 不登校の児童生徒の「居場所づくり」のため、校内教育支援センターの充実を図ります。また、教育支援センター「とんとん教室」について、サテライトの設置も含めて立地場所を検討し、利用しやすい環境整備に努めます。
- 不登校の児童生徒及び保護者と学校のつながりを切らすことのないよう、関係機関と連携を図り、個々の状況に応じた対策を講じながら、多様な学びの場を確保し、誰一人取り残さない学びの保障に向けた取組を推進します。
- 不登校は、どの子にも起こりうることという理解を学校や家庭・地域で共有し、児童生徒や保護者の心身の状況に寄り添った受容的環境づくりを進め、不登校に対する不安の解消と相談体制へのつながりの強化を図ります。
- 家庭などでの児童虐待から児童生徒を守るため、学校と家庭や地域、関係機関が連携し、早期発見・早期対応等の取組を推進します。

エ 復興教育・防災教育の推進

- 東日本大震災及び大規模林野火災の教訓を継承するための取組や「いわての復興教育」の「いきる」、「かかわる」、「そなえる」の三つの教育的価値を育てる教育活動を推進し、自分の命を守りぬく主体性を備え、復興・発展を支える人材を育成します。
- 避難訓練や自然災害発生メカニズム等の学習を行い、防災知識と迅速な避難行動の実践力を養います。

オ キャリア教育の推進

- 地元企業やNPO等と連携した職業体験などのキャリア教育の実施により、専門的な教育力を効果的に導入しながら、体験的な学習の充実を図り、社会的・職業的自立に向けた勤労観や職業観を育成します。

- 発達段階に応じたキャリア教育を体系的に実施し、自立心や挑戦する意欲、地域社会への貢献意識を育む教育を推進します。

カ 文化芸術教育の推進

- 文化芸術活動等の鑑賞・体験の機会を充実させ、児童生徒の文化芸術への親しみや理解を深めるとともに、豊かな人間性や感性を育みます。
- 民俗芸能を始めとする郷土の伝統文化の体験や市立博物館等を活用した学習等、地域の文化資源を生かした教育活動を推進し、シビックプライドの醸成を図ります。
- 市立図書館との連携や移動図書館の活用、図書ボランティアの配置により、学校図書館の機能の充実を図るとともに、多様な価値観や豊かな情操を育てるため、家庭・学校における読書活動を推進します。

キ 総合的な学習の時間等の充実

- 学校と地域や家庭が連携し、地域資源を生かしながら特色ある教育活動を展開し、児童生徒の主体性や問題解決能力、地域との連携力を高めます。
- 地球規模の課題を自らの問題として捉え、持続可能な社会の創り手を育むため、環境教育や国際理解教育などを推進するとともに、主体的に社会に参画する態度を育成します。

〔主な事務事業〕

- ・ 生徒指導研究事業
- ・ 教育相談員配置事業
- ・ 心の教室相談員配置事業
- ・ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業
- ・ 「総合的な学習の時間」推進事業

(3) 健やかな体の育成

ア 体力の向上

- 体育の授業改善や業間休みなどの活用に努めながら、地域スポーツ団体等との連携を図り、児童生徒が運動に親しむ習慣づくりに、学校と家庭・地域が一体となって取り組むことで、生涯を通じた運動習慣の確立を図ります。
- 体力・運動能力調査の結果や生活実態を踏まえ、各学校の状況に応じた効果的な運動プログラムを実践し、児童生徒の体力の向上を図ります。

イ 適切な部活動体制の推進

- 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加を基本としつつ、休養日の確保や指導方法の改善により、安全で効果的な指導に努めます。
- 部活動指導員の配置や研修の充実に努め、一般財団法人大船渡市スポーツ協会や大船渡市芸術文化協会等と連携しながら、部活動の適切な運営と指導力の向上を図ります。

ウ 健康教育の充実

- 岩手県教育委員会の「60（ロクマル）プラスプロジェクト」などを通して、「よりよい運動習慣」、「望ましい食習慣」及び「規則正しい生活習慣」の形成に向けた取組を一体的に推進し、児童生徒の健やかな体の育成を図ります。
- 栄養教諭等による各学校を訪問しての食の指導や「食育だより」の発行などにより、食育を推進し、児童生徒の健全な食生活を実践する力を養いながら、家庭へ各種情報を提供し、啓発活動を実施します。
- 地場産物及び郷土食を積極的に活用した栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を目指し、献立等の工夫や改善を行うとともに、学校や家庭と情報共有を図りながら、アレルギー疾患など多様化する児童生徒の健康課題に適切に対応し、安全・安心な給食の提供に努めます。

〔主な事務事業〕

- ・ 小中学校体育文化活動大会出場費補助事業
- ・ 児童生徒各種健康診断事業
- ・ 学校給食事業

(4) 教育環境の充実

ア 安全・安心な環境の確保

- 児童生徒に基礎的な危機回避能力を身に付けさせるため、地域や関係機関と連携し、実践的な防犯教室や避難訓練を継続的に実施します。
- 児童生徒の安全確保に向けて、施設設備の安全管理の徹底を図るとともに、通学路点検や交通安全教室の実施、登下校時の見守りなど、地域ぐるみでの見守り体制を強化し、地域や関係機関と連携しながら、安心して学べる環境を整備します。

- 自然災害や感染症など多様化・複合化するリスクに備え、危機管理マニュアルの教職員への周知と実践的訓練を行い、緊急時に迅速かつ適切に対応できる学校体制を構築します。

イ 施設・設備の整備

- 安全・安心で快適に学べる教育環境を確保するため、学校施設の計画的な改築や長寿命化を実施するとともに、ＩＣＴ環境の拡充と各種教材の整備により教育環境の充実を図ります。
- 学校給食施設については、衛生管理の徹底と調理機器の適正管理に努めるとともに、学校規模の変化や統合の状況を踏まえ、効率的で安全な給食提供体制を整備します。

ウ 教職員の働き方改革の推進

- 教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、業務の精選や岩手県クラウド版統合型校務支援システムの活用、地域人材との協働を進め、教職員の働き方改革を推進します。
- 教職員の心身の健康保持のため、健康診断・健康相談の充実とメンタルヘルス支援を行い、安心して働き続けられる環境づくりに努めます。

エ 学校の統合

- 「大船渡市立小・中学校適正規模・適正配置基本計画」に基づき、児童生徒数の推移や地域の意向、校舎の建築年数等を踏まえながら、学校規模の適正化と望ましい教育環境の整備を推進します。

オ 経済的な支援

- 経済的理由により就学が困難な家庭や特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、経済的な負担を軽減するため、就学援助・就学奨励事業を実施します。

〔主な事務事業〕

- ・ 学校施設整備事業
- ・ 要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業
- ・ 特別支援教育就学奨励事業
- ・ 教育設備、教材等整備事業
- ・ 小・中学校適正規模・適正配置基本計画推進事業

(5) 学校と家庭・地域の協働の推進

ア コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組を進め、地域における交流や体験学習などを通じて、それぞれの地域の特性を生かし、地域と共に魅力ある学校づくりを推進します。
- 地域学校協働活動により、地域住民や団体が学習支援・体験活動・見守り活動等を実施するなど地域が学校教育に関わることにより、地域住民の学びや経験を地域社会に生かすとともに、学校と地域を結び付ける人材を育成し、学びと活動の好循環を創り出します。
- 学校と地域をつなぐ地域コーディネーターの配置や学校支援ボランティア等による学習支援、体験活動、見守り活動等を実施し、学校と地域が一体となって子どもの学びと成長を支える取組を推進し、地域全体での教育力の向上を図ります。

イ 部活動の地域展開

- 一般財団法人大船渡市スポーツ協会や大船渡市芸術文化協会と連携して、「大船渡市立中学校部活動の地域移行に係る方針」等の下、学校部活動から地域クラブへの円滑な移行を進め、生徒数の減少などの課題に対応した持続可能な活動環境の整備を図ります。
- 部活動の地域展開により、児童生徒の興味や能力に応じた多様な活動の選択肢を提供し、地域資源を生かしたスポーツや文化芸術活動を体験できる機会を拡充することで、生涯にわたる運動・文化芸術活動への参加意欲を高めます。

ウ 家庭との連携

- 家庭からの意見や相談を学校運営の評価に反映させ、児童生徒の学習や生活状況の把握と指導に生かします。
- 家庭・地域と学校を結ぶため、市PTA連合会の活動方針に基づく活動や講演会などの取組を支援します。

〔主な事務事業〕

- ・ 学校運営協議会設置事業
- ・ 地域学校協働活動推進事業

2 生涯学習の推進

1) 現 状

- 市民のライフスタイルが多様化し、自己の充実や能力向上、心の豊かさを求める意識が醸成され、あらゆる世代で生涯学習への関心が一層高まっていることから、多様な目的に応じた学習ができる環境の整備が求められています。
- 市広報、市ホームページ、市SNS等を通じて生涯学習に関する情報提供を行い、市民の学習機会の促進に取り組んでいます。
- 市立公民館では、各地区におけるコミュニティの中核として、各種団体と連携しながら、市民の多様なニーズや地域課題に対応した学習機会の充実を図っています。
- 市立図書館では、市民の関心を踏まえた蔵書形成を図るとともに、各種図書展や読み聞かせ会などの読書推進事業の実施のほか、小中学校や高齢者福祉施設等に移動図書館車を巡回し、図書の利用を促進しています。
- 市立博物館では、常設展示の部分改修やジオパークコーナーの設置など、展示機能の充実を図るとともに、多様な観点から地域の特色ある自然と文化を紹介する企画展や幅広い年齢層に向けた体験学習等のイベントを実施し、学習機会の拡充を図っています。
- 市立博物館では、博物館スクールや「教員のための博物館の日」を引き続き実施し、学校との連携の下、施設の利用促進に努めています。

2) 主な課題

- 市立公民館主催講座や市立図書館・市立博物館の利用促進
- 生涯学習環境や情報の充実
- 生涯学習機会の充実

3) 目指す姿

- 社会教育施設などの学習環境が充実し、地域における学習活動や人づくり、まちづくり及び交流の拠点として、多くの市民に活用されています。
- 市民が生涯にわたり、いつでも自らの興味・関心や課題に応じて学び続けられる機会が確保され、新たな学びに挑戦することができる「学びの場」、「学びを生かす場」、「学び直しができる場」が充実しています。

4) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R 5	R 6	R 12
市民	主体的に学ぶことを通じて自己実現を図る。	「日頃、何らかの学習活動に取り組んでいる」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	29.0	29.2	40.0
		「日頃、学習活動に取り組んだ成果を生かしている」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	53.9	45.8	60.0

5) 基本事業

(1) 学習環境の充実

ア 生涯学習活動の推進

- 市立公民館、市立図書館、市立博物館等の社会教育施設や学校等を活用し、生涯学習環境の充実を図るとともに、市民が生涯にわたり学びや交流を継続できる生涯学習活動を推進します。
- 生涯学習に関する情報を効果的に発信し、市民が必要な情報を取得しやすくすることで、学習参加への動機付けと学びへの意欲を高め、各施設の更なる利用促進に努めます。

イ 社会教育施設・設備の整備

- 市立公民館においては、各地区におけるコミュニティの中核として、学習機会と交流の場を提供するため、学習環境の充実を図ります。また、市民の身近な学習の場である地域公民館の新築・改修等を支援します。
- 市立図書館においては、多様な学習ニーズに応じた蔵書形成や読み聞かせ会、展示などを通じて幅広い世代の読書活動を支援するとともに、移動図書館車やＩＣシステムの活用とレファレンスサービスの充実を推進し、効率的かつ充実したサービス提供と利便性向上を図ります。
- 市立博物館においては、収蔵資料の適正な保存管理のため、収蔵施設の確保を検討します。また、計画的に常設展示の改修等を実施するなど、利用者の学習効果及び体験価値の向上に努め、施設の充実を図ります。
- 社会教育施設の適切な維持管理に努めるとともに、市民の多様な学習ニーズに応じた施設・設備の充実を図ることで、利用者等の増加につなげます。

〔主な事務事業〕

- ・ 三陸公民館施設管理事業
- ・ 図書館運営事業
- ・ 博物館管理事業

(2) 学習機会の拡充

ア 魅力ある学習プログラムの提供

- 市民の多様な学習ニーズに応え、幅広い世代が参加できる魅力的なプログラムを提供し、地域資源を生かした体験型の学びを推進します。
- 地域の関係団体や企業、高等教育機関と連携し、学習成果の発表や地域課題解決型の学びを広げ、市民の主体的な学びを支援します。
- 生涯学習情報について、市広報、市ホームページ、SNS等による効果的な情報発信を行います。

イ 世代に応じた講座等の実施

- 子育て世代を対象に、関係団体や教育保育施設等と連携して、家庭教育や子育てに関するセミナーを開催するなど、保護者や地域住民の学習機会の充実を図ります。
- 次世代を担う人材育成のため、青少年を対象に地域を再発見する活動や体験学習を実施し、若者の郷土愛や地域の絆を醸成するとともに、交流の機会と自己成長の場を創出します。
- 高齢者が、仲間づくりや趣味・学習活動を通じ、地域社会での活動や生きがいづくりにつなげることができるよう地区と連携し、講座等の充実を図ります。

ウ 施設の特色を生かした学びの提供

- 市立公民館においては、連携協力協定を締結している大学や地域の各種団体等と連携を深めながら、市民の学習ニーズに沿った魅力ある講座を開催するとともに、市民の自主的で自立的な学習活動を支援します。
- 市立図書館では、各種イベントに関連した企画展等を実施し、市民の読書意識の向上を図るとともに、幼児等を対象とした読み聞かせ会など、子どもが読書に親しむ機会を提供し、幼少期からの読書習慣の形成に努めます。
- 学校や高齢者福祉施設など市内各地を移動図書館車で巡回し、児童生徒の

読書推進や、図書館への来館が難しい子育て世代、高齢者等の読書活動の支援を行います。

- 市立博物館においては、気仙地域の自然と文化について学ぶことができる総合博物館として、地質分野や考古分野を中心に、各分野における魅力ある展示や体験学習等を企画し、幅広い学習機会の提供に努めます。

〔主な事務事業〕

- ・生涯学習情報の提供
- ・市民講座開催事業
- ・図書館読書推進事業
- ・博物館教育普及事業

(3) 学習活動の促進

ア 学習活動の支援

- 市民が主体的に学習できるよう、指導者を育成・確保し、公民館における学習活動の支援を進め、地域で学びを支える体制を構築します。
- 市民や各種活動団体が学習成果を生かした自主的な活動ができるよう支援するとともに、学習成果を発表する機会を創出します。
- 地区及び地域と連携し、各々の学習ニーズに応じた企画の調整や運営支援を行い、公民館を中心とした生涯学習活動が広がるよう支援します。
- 学習活動の推進に大きな役割を担う市民活動団体を始め、高等教育機関や企業などとの連携を促進します。

〔主な事務事業〕

- ・社会教育関係団体活動支援事業
- ・地域社会教育振興事業

3 地域の歴史・文化資源の継承

1) 現 状

- 市内には、国指定の9件を始め、県及び市指定を含めて合計89件の有形・無形の指定文化財があり、所有者との協力体制の下で適切な保護・管理を進めています。また、出張展示や講演会、文化財めぐりなどを通じ、文化財に対する理解とシビックプライドの醸成に努めています。
- 埋蔵文化財の存在が知られている土地は、市内の約200か所で確認されており、必要に応じて発掘調査等を実施し、適切な保存に努めています。
- 発掘調査により出土した埋蔵文化財は、発掘調査報告書の刊行や企画展示等を行いながら活用を図っています。
- 発掘調査に伴う出土品や市立博物館の収集資料等が年々増加しており、収蔵施設の老朽化や狭あい化が進む中で、収蔵環境の改善が求められています。
- 市立博物館では、収蔵資料を適切に保管しながら、継続的な調査研究の成果を基に展示等において有効に活用し、地域の特色ある自然と文化の魅力を積極的に発信することで、文化資源に対する市民の関心向上を図っています。
- 地域に根ざした伝統的な民俗芸能については、東日本大震災からの復興を経てその価値が見直され、三陸国際芸術祭などの取組により、地域外の人々の参画や体験、他地域との交流が図られています。
- 民俗芸能については、後世への伝承を図るため、大船渡市郷土芸能協会と連携し、発表の場の確保や後継者育成を進めていますが、指導者の高齢化や担い手不足が課題となっていることから、持続的な活動への支援が求められています。
- ユネスコ無形文化遺産「来訪神行事：仮面・仮装の神々」を構成する国指定重要無形民俗文化財「吉浜のスネカ」については、保存会の意向を踏まえつつ、世界に誇れる地域行事の魅力を広く発信するとともに、保存・継承に向けた支援を行っています。
- 産金という観点から当市の地質や歴史・文化を横断的に調査・研究を行い、令和7年7月に四つの構成文化財が日本遺産「みちのくGOLD浪漫」へ追加認定されたことから、新たな魅力について発信しています。
- 文化財保護法の改正を受け、岩手県が策定する文化財保存活用大綱を踏まえ、未指定文化財も含めた市全体の文化財の保存と活用の方向性を検討し、文化財保存活用地域計画の策定を進める必要があります。

2) 主な課題

- 文化財を保存・活用できる環境の整備
- 理解や関心を高めるための文化財の多角的な利活用
- 民俗芸能に係る後継者の育成と指導者の確保
- 文化財保存活用地域計画の策定

3) 目指す姿

- 市民共有の財産である文化財は、その歴史的・文化的価値への市民の理解と愛護意識の下、地域全体で保存と活用が進められ、次世代へと受け継がれています。
- ユネスコ無形文化遺産「吉浜のスネカ」や民俗芸能等の伝統文化は、活動機会の充実と後継者育成の推進により、未来を担う世代へ継承され、地域で大切に守り続けられています。

4) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R 5	R 6	R 12
市民	郷土の伝統や文化を知り、郷土に誇りと愛着を持つ	「郷土の伝統文化や文化財を大切にしたい」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	78.1	75.2	80.0

5) 基本事業

(1) 文化財の保存と活用

ア 指定文化財等の保存と活用

- 貴重な文化財を次世代に継承するため、国・県・市指定の文化財を始め、未指定の資料も含めて幅広く調査・研究を行い、文化財保存活用地域計画の策定を進めつつ、文化財の適切な保存と活用に努めます。
- 市が所有する重要文化財や史跡等の適切な管理に努めるとともに、個人所有の文化財については、盗難や焼失防止の啓発を図り、所有者へ保存・管理に関する指導や助言を行います。
- 文化財や歴史文化資源の保存と活用を図るため、地域全体で保護し、継承できるよう、体験活動や講演会などを通じて普及啓発に努め、市民の理解とシビックプライドの醸成を図ります。
- 伝統文化については、各種資料の調査・研究を進めつつ、重要なものは文

化財指定により保護を図るとともに、暮らしの中で伝承されてきた年中行事などの民俗文化財も含めて映像等による記録保存も検討し、後世への継承に努めます。

- 日本遺産「みちのくGOLD浪漫」の構成市町との連携の下、関連する文化財の調査・研究を進め、相乗効果による魅力の増幅を図るとともに、効果的な普及活用に努めます。

イ 埋蔵文化財の保護

- 埋蔵文化財については、開発行為や工事計画に先立ち、発掘調査や試掘調査を文化財保護法に基づき適切に実施し、調査成果を報告書として取りまとめて公開します。
- 発掘調査により出土した埋蔵文化財は、適切に管理・保存するとともに、市立博物館等での展示やイベント等で活用し、埋蔵文化財への理解と関心を深めます。

ウ 市立博物館における公開

- 企画展や博物館講座などの開催を通じて、市民が身近に学べる機会を提供し、地域の特色ある歴史・文化資源に対する理解と関心の向上を図ります。
- 収蔵資料の適正な保存管理に努めながら、展示内容の充実やICTを生かした情報発信などを通じて、資料の多角的な活用を推進します。

〔主な事務事業〕

- ・文化財保護管理事業
- ・文化財普及活用事業
- ・埋蔵文化財調査事業
- ・博物館展示事業

(2) 伝統文化の継承

ア 伝統文化の伝承

- 市民が地域の歴史や伝統文化に触れ、身近なものとして親しみ、体験できる機会を更に充実させることで、伝統文化への理解と関心を深め、市民がふるさとの文化を誇りに思い、大切にする心を育みます。

- 多彩な伝統文化の発表の場を確保し、交流機会の拡充を図るとともに、ユネスコ無形文化遺産「吉浜のスネカ」や大船渡市郷土芸能協会等の民俗芸能団体の活動を支援し、次世代への継承に努めます。
- 関係団体と連携し、市外の民俗芸能との交流イベント等を通じて、市内の民俗芸能等の魅力や価値を広く周知し、より多くの人に伝わる機会を創出します。

イ 後継者の育成と記録保存

- 地域に守り伝えられてきた伝統文化を次代へ引き継ぐため、文化財の歴史的・文化的価値や重要性を市民に広く伝えるとともに、子どもたちが伝統文化に触れる機会や活動の場を提供します。
- 地域、団体等と連携・協力しながら、後継者や指導者の確保・育成を支援し、持続的な活動基盤の整備を図るとともに、映像による記録や資料整理を通じて文化財の保存・継承を支援します。

〔主な事務事業〕

- ・ 文化財保護管理事業

用語解説

用 語	意 味
あ行	
I C T	Information and Communications Technology（情報通信技術）の略 情報・通信に関連する技術一般の総称
A I	Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）の略 人工知能。人のような知的な情報処理を行うコンピュータープログラムのこと。
ウェルビーイング	「よい (Well)」と「状態 (Being)」を組み合わせた言葉。身体的、精神的、社会的に良好で満たされた状態。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念
か行	
架け橋期のカリキュラム	5歳児から小学校1年生までの2年間を「架け橋期」とし、同時期における幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るための教育の内容や指導法のこと。
キャリア教育	自己の個性・適正を理解して主体的に進路を選択する能力と、職業に対する知識を育成する教育
グローバル化	国境を越えて、人、物、資金、情報の結びつきが強まり、世界が一体化していくこと。
心の教室相談員	生徒が抱える悩みを気軽に相談し、ストレスを和らげる第三者的な存在として、中学校に配置している相談員
コミュニティ・スクール	学校運営協議会を設置し、学校運営に地域の声を生かし、地域と一体となり特色ある学校づくりを進めていくための仕組み
さ行	
ジオパーク	「地球・大地 (Geo)」と「公園 (Park)」を組み合わせた言葉。地質・地形など大地や自然・景観の恵みを保全し、教育・持続可能な開発などへの活用を目的として設定された区域 地質・地形から地球の過去を知り、未来を考えて活動する場所やエリア
持続可能な開発のための教育 (E S D)	国連が掲げる「SDG s (持続可能な開発目標)」を達成する社会の担い手を育てようとする教育
情報リテラシー	情報やメディアを適切に理解・選択・活用するとともに、情報の発信に当たって必要なルールや倫理を守り、他者に配慮して行動する能力

用 語	意 味
スクールカウンセラー	臨床心理士等の資格を有し、児童生徒のカウンセリングや、教職員や保護者に対する助言を行う。
た行	
地域学校協働活動	「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子どもの学びや成長を支える活動
地域コーディネーター	コミュニティ・スクールにおいて、学校と地域との連携・協働を推進するため、学校のニーズと地域人材等をつなぎ、学校支援活動の企画・調整等を行う役割を担う。
D X（デジタルトランスフォーメーション）	デジタル技術を活用して、仕事のやり方や組織、サービスそのものを変え、より良い価値を生み出すこと。ウメオ大学（スウェーデン）のエリック・ストルターマン教授が 2004 年に提唱した、「I C T の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念 教育D Xは、デジタル技術を活用して、子ども一人一人に合った学びを充実させるとともに、学校の授業や運営をより良くしていくこと。
日本遺産「みちのくGOLD浪漫」	文化庁から、地域の歴史や文化財に物語性を持たせて魅力を発信する「日本遺産」として令和元年に認定。 奈良時代に日本で初めて金が産出された涌谷町を始め、黄金文化が花開いた平泉など、国内屈指の産金地帯に築かれた独自の文化や信仰・産業の魅力を盛り込んだストーリー。構成市町の宮城県涌谷町、気仙沼市、南三陸町、石巻市、岩手県平泉町、陸前高田市に加え、令和 7 年に当市も追加認定された。
ら行	
60（ロクマル）プラスプロジェクト	岩手の将来を担う子どもたちの「健やかな体の育成」に向けて、児童生徒一人一人のよりよい生活の確立が図られるよう、岩手県教育委員会が令和 4 年度から実施している取組。「運動習慣」「食習慣」「生活習慣」を相互に関連付けた一体的な取組を推進するもの

※ 「子ども」の表記について、岩手県教育振興基本計画の表記方法に準拠し、原則として「子ども」と表記します。

※ 障害の「害」の表記について、本計画においては法律や制度上の名称を除き、「障がい」と表記します。

資 料 編

大船渡市教育振興基本計画策定経過

年 月 日	内 容
令和7年 9月24日	大船渡市教育委員会第9回定例会
11月5日	第1回大船渡市教育振興基本計画策定検討委員会
11月15日 ～12月10日	子どもアンケートの実施
12月12日	第1回大船渡市教育振興基本計画策定庁内調整会議
12月25日	第2回大船渡市教育振興基本計画策定検討委員会
令和8年 1月26日	大船渡市教育委員会第1回定例会
2月13日	大船渡市議会全員協議会
2月13日 ～2月25日	パブリックコメントの実施
3月3日	大船渡市教育委員会第3回定例会

大船渡市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1 大船渡市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、広く市民の意見を聴くため、大船渡市教育振興基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2 検討委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画案の検討に関すること。
- (2) その他基本計画案の検討に関し必要な事項

(組織)

第3 検討委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 生涯学習、社会教育に関する団体に属する者
- (2) 幼児教育に関する団体に属する者
- (3) 義務教育に関する団体に属する者
- (4) 青少年育成に関する団体に属する者
- (5) 体育に関する団体に属する者
- (6) 芸術文化に関する団体に属する者
- (7) 文化財に関する団体に属する者
- (8) 地域づくりに関する団体に属する者
- (9) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱した日から基本計画の策定が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5 検討委員会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 検討委員会は、必要に応じて教育長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

大船渡市教育振興基本計画策定検討委員会委員名簿

役職	氏 名	区 分	所属団体等
会長	佐々木 康 人	生涯学習・ 社会教育関係者	大船渡市立博物館協議会会長
副会長	藤 村 敏 夫	生涯学習・ 社会教育関係者	大船渡市立図書館協議会会長
委員	雫 石 敏 子	生涯学習・ 社会教育関係者	大船渡市立公民館運営審議会委員
	佐々木 好 子	生涯学習・ 社会教育関係者	大船渡市地域婦人団体連絡協議会会長
	岡 澤 祐 子	幼児教育関係者	学校法人東北カトリック学園 海の星幼稚園園長
	熊 谷 ナオコ	幼児教育関係者	大船渡保育会会長
	市 村 康 之	義務教育関係者	大船渡市小中学校長会 (盛小学校長)
	村 松 正 博	義務教育関係者	大船渡市小中学校長会 (東朋中学校長)
	門 田 晃 嗣	青少年育成関係者	大船渡市PTA連合会会長
	白 崎 陽 彦	体育団体関係者	一般財団法人大船渡市スポーツ協会 事務局長
	千 葉 賀 子	芸術文化関係者	大船渡市芸術文化協会副会長
	佐 藤 光 男	文化財関係者	大船渡市郷土芸能協会 副会長兼事務局長
	菊 池 広 人	地域づくり関係者	特定非営利活動法人おおふなと市民活 動センター理事長

任期：令和7年11月5日から基本計画の策定が終了したときまで